



神奈川県

令和7年度



派遣料無料

マンションアドバイザー派遣事業のご案内

マンション管理組合のこんな悩みにお答えします！

- ・管理規約を見直したい！
- ・今の修繕積立金の額で大丈夫？
- ・総会の進め方は？
- ・長期修繕計画はどうやってつくるの？
- ・大規模修繕工事、耐震改修工事はどうやって進めればいいのか？
- ・管理計画認定制度とは？

マンション管理等に関する専門家マンションアドバイザーをあなたのマンション管理組合に無料で派遣し、管理運営等のアドバイスを行います。

マンションアドバイザーとは

マンション管理士等の資格を持つ人で、マンション管理の相談経験を有する人です

※マンション管理士とは、管理組合の運営、管理規約の改正、大規模修繕工事など、マンション管理に関する様々な問題に対し、専門的知識や経験を通して解決を支援する国家資格です。

申込期間

令和7年6月23日～令和8年2月27日

※申込者が多数の場合は、早期に終了します。



派遣対象

神奈川県内に所在する分譲マンションの管理組合等（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く）

※派遣対象外の市については、お手数ですが各市の住宅担当にお問い合わせください。

相談時間・回数

1回につきアドバイザー1～2名、3時間以内。夜間・休日にも対応。年度内1回まで利用可能。

相談できる内容

マンションの適正な維持管理や改修に関すること

- ・管理委託契約に関すること
- ・維持管理費、修繕積立金等財務に関すること
- ・管理組合の設立、運営、管理規約に関すること
- ・マンションの長期修繕計画や大規模修繕等に関すること
- ・マンションの改修や耐震性の向上に関すること
- ・管理計画認定制度に関すること

※次の業務等は、アドバイザー派遣業務の範囲外とします

- ・測定器等による建物の精密測定、長期修繕計画の策定、修繕工事等の設計書作成
- ・見積書比較診断、工事や維持管理業務の受注、業者の紹介等
- ・マンション居住者間や近隣住民との紛争解決や権利調整業務
- ・管理計画認定の申請業務、事前確認審査業務（手続きに関すること）

派遣までの流れ

1. 事前相談を受けてください

マンションの所在地、ご相談内容等を下記の事務局までお電話ください。
（電話での相談で解決する場合があります。）

2. 「神奈川県マンションアドバイザー派遣申請書」をご提出ください

派遣申請書に必要事項を記入し、メール又はファックスで事務局にお送りください。
下記の神奈川県ホームページよりダウンロードできます。

3. アドバイザーの選定、派遣日程の調整を行います

事務局が相談内容に応じてマンションアドバイザーを選定し、派遣日程を調整の上、派遣決定通知書をお送りします。

4. 派遣相談を実施します

アドバイザーが直接、管理組合の会合等、お住まいのマンションに伺い相談を行います。

事務局(事前相談窓口)

一般社団法人 神奈川県マンション管理士会（受注者）

TEL/FAX 045-662-5471 メール info@kanagawa-mankan.or.jp

受付時間 10:00～17:00（土日祝休業）

詳しくは、神奈川県ホームページをご覧ください

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/adviser.html>

検索キーワード 「神奈川県 マンションアドバイザー」

